

## 1. 障害の定義

「障害者」という言葉のイメージは、一般的には身体のどこかに障害がある人のことを思い起こさせる。しかし、ひとくちに障害者といっても実際にはその特徴、障害種別は様々である。

例えば、視覚、聴覚、上下肢などの障害や外見上は障害の状態を感じさせない肺や腎臓等の内部障害を含む身体障害者や知的障害者、あるいは精神障害者というように違いがある。2011年に改正された障害者基本法では、「障害者とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁（事物、制度、慣行、観念等）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう」と定義されている。1993年版の障害者基本法では主に身体障害、知的障害、精神障害があるため日常生活の上で制限を受ける者を示していたが、2011年の改正法では発達障害や社会的なバリアによって制限を受ける者も含まれ、障害の定義が大きく変更されている。これは1980年代からの障害者に対する国際的な動きと連動している。

国際的な障害者の定義が定められたのは、1980年に国連で採択された「国際障害者年行動計画」においてである。それが世界保健機構（WHO）の「国際障害分類」（International Classification of Impairments, Disabilities and Handicaps : ICIDH）である。ここでは、「障害」について、医学レベルでの「機能障害（impairment）」、生活レベルでの「能力障害（disability）」、社会レベルでの「社会的不利（handicap）」の3つの概念で障害を規定している。ここでいう身体、知的、精神的障害は単に医学モデルとしての機能障害にとどまらず、それによって日々の個人生活にも困難が生じる。最終的には社会的にも偏見、差別を被るなど個人の障害が様々な部分で影響を受けることを構造的に捉えて分類している。

この国連の定義からいえば、一般的にイメージとして思い浮かべる身体的部分の障害のみを意味するものではないということである。その後、この国際障害分類は、医学的な捉え方である「機能障害」に着目しがちであり、またマイナス面を分類するあり方が中心となっていたとの指摘があり、2000年5月より障害に対するプラス面での捉え方を加味した「国際生活機能分類」（International Classification of Functioning, Disability and Health: 以下ICF）に変更され、現在に至っている。このICFは、障害となる要因とその関係性について新たな視点で捉えている（図1）。

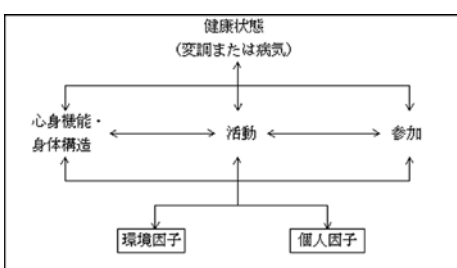


図1 (ICFの構成要素間の相互作用) ICFの分類が示す障害の定義では、疾病、変調、傷害、精神的外傷、妊娠、老化、ストレス、先天的異常、遺伝的素質、個人的因子（性別・年齢・ライフスタイル・習慣・養育歴・ストレスの対処法・教育歴・職業・性格）から生じる「機能障害、活動の制約、参加の制約」

を障害と定義している。

## 2. 障害者の実態について

わが国の障害者のデータは、1951年（昭和26）よりほぼ5年ごとに実態調査を行い、それをもとに発表されている。2011年版（平成23）の『障害者白書』によればわが国の障害者の数は約744万3千人である。ここでいう障害者は身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する者を意味し、各種の社会福祉制度・サービスを利用する対象者を限定する行政用語として使用している。このうち、身体障害児・者が366万3千人、知的障害児・者が54万7千人、精神障害者が323万3千人となっている。わが国では人口の6%が総人口に占める障害者の割合となっている。

2011年に改正された障害者の定義でいえば、心身の機能障害のために、日常生活や社会生活に相当な困難を抱える人だけではなく、慢性疾患でさまざまな生活上の困難を抱える人も障害の枠に含まれ、それを加えれば相当な障害者数となる。近年のわが国の高齢化の進展を含め、殊に障害者の家族も含めて考えるならば「障害」の問題は決して一部の人だけの問題ではなく、かなりの広がりを持ったごく身近な問題である。

しかし、わが国の政治、経済、文化における総合的な発展のなかで障害者に対する過去の捉え方は、保護の必要な人、憐れむべき不幸な人という見方が大半であった。因果応報的な障害者観もわが国には存在する。そうした障害者観や障害者施策に新たな一石を投げ、障害者問題を可視化し国際的課題としたのが国連である。それは過去における人類の幾多の戦争の反省から、人の命、人権に焦点を当て、命のその尊さと真に公正で豊かな社会のあるべき姿とは何なのかを問う全世界への問題提起でもあった。

こうした国連の一連の動きによって、障害という問題を旧来の「医学モデル」で個人に帰結するのではなく、障害者を取り巻く環境がいかにあるのか、その社会のあり様が重要であることを示し、その社会の考え方がいかにあるのかによって障害は軽減できるという「社会モデル」の考え方が現在の国内外における障害の捉え方である。

わが国では国連が示すこの国際的な障害の定義に同意し、これに依拠している。1981年の国際障害者年以降、障害者施策も障害者観も大きく変容している。その背景には従来の障害の定義を含む障害者施策が時代のニーズにそぐわないことと、今の時代に生きる人々の社会観、人間観が大きく変化したことがあげられる。そこには、「障害」を決して否定的なものではなく、ポジティブに捉えようとする21世紀版の熱き人間観が込められている。

今、わが国では2006年に国連で採択された「障害者の権利条約」の批准に向け、障害者福祉の新たな枠組みの構築作業を急ピッチで進めている。

## 参考文献

厚生労働省 (<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/08/h0805-1.html>) 2012・2・20 閲覧  
平岡公一、杉野昭博、所道彦、鎮目真人 (2011) 『社会福祉学』有斐閣  
内閣府 (2011) 『障害者白書』平成23年版